

第124回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成27年7月7日（火）

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 2番 山中 春夫委員 3番 三島 通政委員 4番 赤木 勇夫委員 5番 井田 律子委員

6番 中本 公平委員 7番 吉澤 一誠委員 9番 足立 寛隆委員 10番 遠藤 泰三委員

11番 池口 稔委員 13番 安田 浩史委員 14番 高橋 敦美委員 15番 森中 喜輝委員

16番 矢倉 篤實委員 17番 大太 年廣委員

欠席委員 1番 小林 秀美委員 8番 安田 浩委員 12番 松林 貢委員

事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任

日 程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第19号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時24分

議長（大太委員）

早いようですけれども、全員お揃いですので、現地調査に引き続きまして、第124回農地部会を開催します。最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

それでは、議席番号7の吉澤一誠委員と議席番号9の足立寛隆委員にお願いしたいと思います。本来ですと安田浩委員ですけれども、体調不良ということで今日欠席されておりますので、足立委員をお願いします。また本日の欠席は家庭の都合で小林委員、先ほど言いました安田浩委員、別の理事会の総会ということで松林委員です。よろしくをお願いします。それでは早速ですけれども審議に入りたいと思います。まず3ページ、議案第17号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可についてであります。下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので、議決

を求めます。

4 ページ、番号 10 の葭津について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 10 の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、隣接する農地で便利もよく、譲渡人からの要望もあり、売買により農地を取得しようするものです。取得後の経営面積は 47 a となります。別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（大太委員）

続いて地元委員さん、報告をお願いします。

16 番（矢倉委員）

10 番の議案について説明します。隣接する農地で便利もよく、相手からの要望もあり、農地 510 m²を売買により取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明と地元委員さんから報告ありました。これに対するご意見ご質問ございませんか。ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め許可と決定いたします。続きまして番号 11 奥谷についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 11 の奥谷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、隣接している農地を規模拡大のため、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 56 a となります。地元委員から、現場確認などしていただき、問題ありませんと報告いただいております。別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（大太委員）

続きまして地元委員さん、報告をお願いします。

事務局（山本主任）

地元委員さんが今日欠席でしたので、問題ありませんと報告をいただいております。

議長（大太委員）

分かりました。じゃあそういうことで採決をとりたいと思います。その前に質問ございませんね。では採決をしたいと思いません。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め許可と決定いたします。続きまして番号12大崎について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号12の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人の農地の隣にあり、以前からあげる約束をしていた申請地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は81aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（大太委員）

続きまして地元委員さん、報告をお願いします。

16番（矢倉委員）

はい、説明します。譲受人の農地の隣にある申請地を、以前親の代から、あげる約束をしていたため、今回贈与により農地85㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明と地元委員さんから報告ありました。これに対するご意見ご質問ございませんか。ないようですので採決をしたいと思いません。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め許可と決定いたします。続きまして番号13淀江町中間についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号13の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、先月の部会でも申請はできましたが、譲受人が許可日の前にお亡くなりになったため、このたび孫にあたる譲受人が、贈与により農地を取得しようとするも

のです。利用権設定の申し出も受けております。譲受人は、利用権設定による借り入れ予定面積が9 a、現在の自作地が4 6 a、合計して、経営面積が5 5 aとなり、下限面積の要件を満たしますので、許可日につきましては、利用権設定開始日の平成27年8月1日付けとなります。その他の要件につきましては、別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（大太委員）

続きまして地元委員さん、報告をお願いします。

1 1 番（池口委員）

はい。譲渡人が高齢のため、譲受人の孫にあたる譲受人が、贈与により農地2,945㎡を取得しようとするものです。さっきも話がありましたように、先月の部会でも言いましたが、譲受人さんが亡くなりまして、それで改めて、また6月29日に譲受人の変更があり、配偶者から譲受人の孫に変更になりましたのでよろしくお願いたします。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明と地元委員さんから報告ありました。これに対するご意見ご質問ございませんか。

7 番（吉澤委員）

ちょっといい。取得後の面積というのと、それから今の耕作面積を足しても合わないような気がするんですが。

事務局（山本主任）

失礼しました。申し訳ありません。1 1 ページを開いていただきまして、番号の7-4の〇〇さんと〇〇さんという方ですね、9 1 0㎡ありますけれども、この利用権が出ておりますので、これと足して5 5 aとなります。8月1日からです。

7 番（吉澤委員）

1 1 ページの〇〇さんというのは。

事務局（山本主任）

これは亡くなられた方の奥様になります。配偶者です。

議長（大太委員）

はい。その他ご意見ご質問、ありませんか。

10番（遠藤委員）

これ、聞いておられたら、なんで〇〇さんと〇〇さんは名前が違うだ。

事務局（山本主任）

最初にですね、亡くなられた方のお名前で先月までは手続きをしたんですけれども、一度取り下げをしてですね、改めて申請したということです。一度はここに書いてある、11ページですけれども、〇〇さんのほうで、3条の申請が出ていたんですけれども、利用権と一緒に。ただ相続に関しては、お孫さんのほうに変更されて、利用権のほうは同じ世帯ですので、下限面積は問題ないということで、このまま利用権は〇〇さんのほうにしたものです。

4番（赤木委員）

〇〇さんというのはお母さんで、〇〇さんの娘が〇〇さん。

事務局（山本主任）

はい。そうなります。〇〇さんは亡くなられた方の奥さんになります。3条のほうは同じ世帯ですので、下限面積は問題ありません。

議長（大太委員）

よろしいですか。それでは採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め許可と決定いたします。続きまして番号14夜見町についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号14の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、売買により農地を取得しようするものです。取得後の経営面積は160aとなります。地元委員から問題はありせんと報告いただいております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（大太委員）

これは安田委員さんの。

事務局（山本主任）

はい。安田委員さんです。

議長（大太委員）

何かこれに対するご質問ございますか。今日、安田委員さんはお休みですが、問題ないということでしたので。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め許可と決定いたします。続きまして番号15 淀江町小波についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号15の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、平成49年3月31日まで一時転用している一般廃棄物処理場内の農地を、売買により取得しようとするものです。申請者から2月に農地法第3条の申請があり、耕作を再開するまでに長い年月を要することから、農地法第5条が適正ではないかと思い、一時転用中の農地の所有権移転に係る適正な処理方法について県に相談をしたところ、4月に催促しても返事がなく、6月に回答があり、県の回答内容は、「農地法第3条による所有権移転で許可することは、法的に問題はありません」と回答をいただきましたので、この度の議案に至りました。県からの回答、及び提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（大太委員）

続きまして地元委員さん、報告をお願いします。

4番（赤木委員）

はい、報告します。ただいま事務局が説明されたとおりでございますので、審議をよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明と地元委員さんから報告ありましたが、これに対するご意見ご質問ございませんか。

15番（森中委員）

3条そのものの許可はいいとしても、この後、廃棄物にするというのがありましたが、これがそういった方向でまた後で出

てきますか。

事務局（宅和係長）

失礼します。現在一般廃棄物の処理場ということで、一時転用を受けておりまして、一時転用ですので、処理が終わりましたら農地に復元するという計画になっております。以上です。

15番（森中委員）

そうすると了解したけど、一時転用ってそのこと自体おかしいだわな。

高西会長

いやあ、今、森中さんが言われたように一時転用自体がおかしい。今さら25年も30年も前のことを言っても仕方がないことで、県が許可をしているわけですから。

10番（遠藤委員）

今の説明で納得するしかないですわ。県がお墨付きを付けているということで。

議長（大太委員）

はい。もう他にはございませんか。それでは採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。続いて番号16淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号16の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は64aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（大太委員）

地元委員さん、報告をお願いします。

11番（池口委員）

さっき言われましたように、譲受人が、規模拡大のため売買により農地156㎡を取得しようとするものです。許可要件につ

いては特に問題ないと思われます。これはね、前回は前々回もね、一部この〇〇さんのを〇〇さんが買っておられます。でもその時、金がなくてね、それでよう買わないと言っていたが、また値段が安くなってね、以上です。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明と地元委員さんから報告ありました。これに対するご意見ご質問ございませんか。ないようですので採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め許可と決定いたします。

続いて6ページにいきます。6ページ、議案第18号にいきます。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する。第7条第2項の規定により意見を具申したので審議を求めらるものでござひます。

7ページ、番号24高島について地元委員さんからお願いします。

15番（森中委員）

24番の議案について説明します。申請者は議案のとおりで、本日2番目に調査した高島の田で、面積は3,130㎡です。申請している法人は、足場の組み立て工事などを主な業務として今年の4月に設立されましたが、米子市内での仕事も多く、まとまった面積の資材置場を探していました。このたび、地権者と話がまとまったこともあり、申請地に資材置場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。また、資材置場にすらすので、開発許可がいらぬことを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明ございましたが、これに対する質問等ございませんか。

9番（足立委員）

かなり広い範囲ですけれども、1枚でこらえるってことはできないですか、2枚使ってもらっても地元は別にどうこうないですね。

15番（森中委員）

それは同じ地主ですので、地元のほうとしても逆に荒らしてもらうよりも、地元は買ってもらって管理してもらったほうがい

いということでした。

9 番（足立委員）

問題はこの会社が将来的にどんどん伸びていきそうな会社なのか、ちょっと分からないかなと思いますね。

15 番（森中委員）

ちょっとそれは私には分かりません。

議長（大太委員）

他にありませんか。ないようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて番号25 富益町について地元委員さん説明をお願いします。

9 番（足立委員）

説明します。これは前回、先月に見てもらったところです。

申請者は議案のとおりです。申請地は富益町の畑をシルクファームさんから借りてやっておるんですが、会社が面積162㎡を駐車場に変えたいとのこと。シルクファームさんの門先のほうにこれだけあるんです。作物もできそうにありません。作ろうとしても無理だなというところがあります。駐車場に一番できるんじゃないかなと私は思っております。余談ですが、このシルクファームさんは富益に、もみの木園があるのですが、その周辺もどんどん担い手機構を通じて借りてきておまして、さつまいもとか植えて頑張っていて、更にはトマトを1,000本も植えて頑張っておられています。なんとしても問題ありませんので、どんどん協力して後押ししてやらんといけんなど思っているところがあります。従いまして、転用については問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。以上です。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありました。これに対するご質問ございませんか。

高西会長

ちょっとすいません。私はシルクファームっていうことなもんだけん、なんか絹かなんかかと思っておりましたけど、障害を持っている方の会社かな。

9 番（足立委員）

この会社はですね、石田コーポレーションの社長がこういうのを新しく作られて。しかも、もみの木園理事さんなんですよ。それでもうこの辺一体を。

高西会長

ああ、なるほどな。シルクファームとって、この前の農振除外の時に現場を見に行った時に蚕さんを飼っているわけでもないし、どういう具合なのかな、中国からでも糸を輸入して、あそこでなんかしとるのかなと思っていましたが、分かりました。

9 番（足立委員）

言われたのは富益というのを盛んに宣伝されました。富益の神社は鳥取県の8つの神社の富の神社にはいると。富益そのままを使うと怒られるので益をひらがなにしましたと。富益の地を信用していますと。

高西会長

分かりました。

議長（大太委員）

他には質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数という事で異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして番号26尾高について地元委員さんから説明をお願いします。

6 番（中本委員）

26番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。最初に現地調査をしたところで、事務局から現場のほうで先月受けたところの隣ですよ、という補足説明がありました。面積は247㎡です。申請人は、夫婦で市内のアパートで生活していますが、将来、子どもができることなどを考えて、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意もあります。申請地は住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。伯仙地区は都市計画区域外であり、開発許可が必要ないことを確認しています。以上のことから転用について問題はないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（大太委員）

今、地元委員さんから説明ありましたが、これに対する意見、質問等ございますか。

議長（大太委員）

他に意見はございますか。それでは採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて8ページ、議案第19号米子市農用地利用集積の計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今月はですね、利用権設定が14件あります。それでは利用権設定各筆明細について、11ページ、番号7-1から14ページ、番号7-14までを一括審議します。そうしますと事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼致します。利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、48筆 675a、畑に関するものが、11筆 101a、ございます。

番号7-1は再設定でございます。

番号7-2は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、168aでございます。

番号7-3は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、90aでございます。

番号7-4は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、55aでございます。

番号7-5から番号7-9は再設定でございます。

番号7-10は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、80aでございます。

番号7-11は経営以上年金受給のための設定となっており、設定後の経営面積は、96aでございます。

番号7-12から番号7-14は再設定でございます。

以上、番号7-1から番号7-14まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明から説明がありました。これに対するご意見ご質問ございませんか。ないようですので採決をしたいと思
います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次、17ページいきます。利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）、これについて17ページ、番号7-1か
ら19ページ、番号7-10までを一括して審議いたします。そうしますと事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。17ページ番号7-1から、19ページ番号7-9までは、鳥取県農業農村担い手育成機構が、地主の希望
により、賃貸借により農地中間管理権を取得するものでございます。番号7-10については、鳥取県農業農村担い手育成機構
が、地主の希望により、使用貸借により農地中間管理権を取得するものでございます。今月の中間管理権の取得面積は、358
aでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明から説明がありました。これに対するご意見ご質問ございませんか。

高西会長

まだこれは担い手機構は借り手は探してないのですか。

事務局（宅和係長）

借り手は見つかっているものもございます。この後に中間管理事業配分計画で出てくるものもございます。まだ見つかってい
ないものもございます。

議長（大太委員）

他には意見、質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思えます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多
数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次22ページ、議案第20号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る
意見照会に対する回答について、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19
条第3項の規定に基づき意見を求めるものであります。23ページ番号1から25ページ番号9について一括して審議い

たします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。23ページ番号1から25ページ番号9につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理している農地396aを、農用地利用配分計画案により、借受希望者に貸し付けようとするものでございます。それでは、利用配分計画の借受者選定理由について説明いたします。

番号1は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、907aでございます。

番号2は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、248aでございます。

番号3は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、1,270aでございます。

番号4は、隣接圃場を耕作する農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、241aでございます。

番号5は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、128aでございます。

番号6は、隣接圃場を耕作する農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、70aでございます。

番号7は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、341aでございます。

番号8は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、44aでございます。

番号9は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、5,432aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま事務局説明から説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

高西会長

池口さん、〇〇くんは近隣はどうですか。管理がどうかと、この間も農業委員会からなににして、〇〇さんてことではないけども、草がなんでよくなって言って。

1 1 番（池口委員）

〇〇は、草はそんなには生やさないです。

高西会長

それはまあ、担い手機構がいい具合にするだろうけどな。そげなかったらいけんということではなくて、担い手機構に事前に話しといてあげんといけんなあと思って。それから〇〇さんは精米所か。ほんなら農協に米は出んな。赤木さん。

4 番（赤木委員）

出ません。

1 1 番（池口委員）

〇〇はなんぼか出すですが。半分近くは出してます。まああとの半分は売れるので、どうしようもない。

高西会長

資材や肥料は。

1 1 番（池口委員）

いや、農協で買っています。

高西会長

農協さんももうちょっと頑張ってもらわないといけないな、それは。

4 番（赤木委員）

〇〇はうまい具合にっています。にんじん等をたくさん作ってね。

高西会長

農協に出していますか。

4 番（赤木委員）

いや農協は。

高西会長

そこだわ。

4 番（赤木委員）

一部にんじんを出しています。鳥取からしいたけを肥料にしてねぎを作っている。

高西会長

まあ、それはいいが。管理が悪くて農業委員会から指摘してもらわないけんって言って。この間もあって、とりあえずは淀江宇田川土地改良区から言ってもらって、いよいよいけん時には農業委員会と連名でするだけんっていうことを。

1 1 番（池口委員）

昨日、淀江宇田川土地改良区で話が出ました。その話が。田んぼに木が生えていてね。だいぶ前から言ってるんですけど、なかなか3人くらいが百姓しているひとがいますけどね、子どもが二人と親父と。

高西会長

まあ、お互いに見ていて農家の人が苦情を言ったら対応してあげないけんかと思っていますけども。

議長（大太委員）

他に質問ありませんか。ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当であると回答いたします。

議長（大太委員）

審議事項は以上で終わります。それでは続いて報告事項にうつります。まず28ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理についてであります。28ページ番号6から30ページ番号14までの9件を受理しております。続いて31ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、農地転用届出書の受理であります。31ページ番号12から33ページ番号19までの8件を受理しております。続いて34ページ、（3）

農地法第18条第6号の規定による通知書の受理についてであります。これは34ページ番号5から35ページ番号11までの7件を受理しております。次いきます。36ページ(4)非農地現況証明についてであります。番号7から番号9までの3件を証明しております。37ページ、農地等の現況に係る照会に対する調査結果についてであります。鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し1件を次のように回答しています。これ、事務局何か報告ある。

事務局(長谷川主任)

議案のとおりでございます。

議長(大太委員)

ということですので、問題ないということです。では次いきます。38ページ(6)農地転用現況確認書の交付についてあります。38ページの番号4から41ページの番号20までの17件を交付しております。以上でございますが、何かここまでで質問ございませんか。それでは次にいきます。会長から県農業会議の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(大太委員)

他にございませんか。ないようですので事務局から報告をお願いします。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(大太委員)

いいですか。これで第124回農地部会を終了とします。今日はどうもご苦労様でした。また夜の部もありますので、意見が言いたかったけれども言えなかった方は夜に言ってください。

閉 会 午後4時29分